第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十二　挿入］

第６号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第53条第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該

［新設］

第六号様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第６号様式別表２記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日